

## 浦安市規則第15号

### 浦安市高齢者福祉乗車券の支給に関する規則の一部を改正する規則

浦安市高齢者福祉乗車券の支給に関する規則（平成9年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「対象者」の次に「若しくは同一年度において同規則第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者又は同一年度において浦安市高齢者外出支援ＩＣカード利用負担額助成規則（令和7年規則第14号）第4条第3項の規定による助成の決定を受けた者」を加える。

第3条第2項中「東京ベイシティ交通株式会社」を「京成バス千葉ウエスト株式会社」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。